

地方財政関係資料



総務省

平成24年2月

総務省

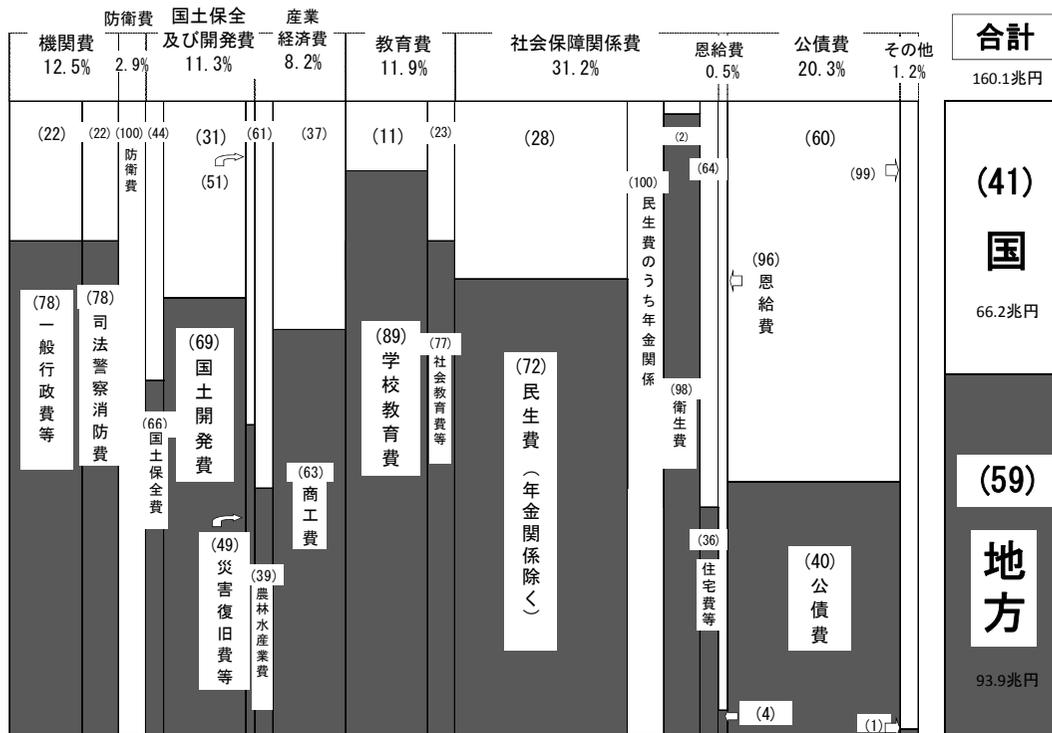
目次

➤ 地方財政の果たす役割	1
➤ 地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析	2
➤ 都道府県の税源偏在の状況	3
➤ 国と地方の税源配分と地方歳入の状況	4
➤ 地方交付税とは	5
➤ 普通交付税の算定方法	6
➤ 地方交付税による財源保障・財源調整の状況（平成22年度決算）	7
➤ 地方交付税法（昭和25年法律第211号）（抄）	8
➤ 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成24年度当初）	9
➤ 地方財源不足の推移と主な要因	10
➤ 地方交付税率の変遷	11
➤ 地方財政の借入金残高の状況	12
➤ 新型交付税（包括算定経費）の導入	13
➤ 算定費目の統合・見直し	14
➤ 算定の簡素化・透明化に向けた取組	15
➤ 地方債の元利償還金に対する交付税措置（いわゆる事業費補正）の見直し（概要）	16
➤ 留保財源率の引き上げ	17
➤ 特別交付税制度の見直しについて	18
➤ 交付税特別会計借入金の償還計画	19

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で行われている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成22年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	<input type="checkbox"/> 高速自動車道 <input type="checkbox"/> 国道(指定区間) <input type="checkbox"/> 一級河川	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 私学助成(大学)	<input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 医師等免許 <input type="checkbox"/> 医薬品許可免許	<input type="checkbox"/> 防衛 <input type="checkbox"/> 外交 <input type="checkbox"/> 通関
都道府県	<input type="checkbox"/> 国道(その他) <input type="checkbox"/> 都道府県道 <input type="checkbox"/> 二級河川(指定区間) <input type="checkbox"/> 二級河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 市街化区域、調整区域決定	<input type="checkbox"/> 高等学校・特殊教育学校 <input type="checkbox"/> 小・中学校教員の給与・人事 <input type="checkbox"/> 私学助成(幼～高) <input type="checkbox"/> 公立大学(特定の県)	<input type="checkbox"/> 生活保護(町村の区域) <input type="checkbox"/> 児童福祉 <input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 職業訓練
市町村	<input type="checkbox"/> 都市計画等(用途地域、都市施設) <input type="checkbox"/> 市町村道 <input type="checkbox"/> 準用河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 下水道	<input type="checkbox"/> 小・中学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 生活保護(市の区域) <input type="checkbox"/> 児童福祉 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ごみ・し尿処理 <input type="checkbox"/> 保健所(特定の市)	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳 <input type="checkbox"/> 消防

(注) ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

- 地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて作成の上、国会に提出しているもの。
- 国庫補助関連事業（約29.2兆円）、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画（平成24年度）【81兆8,647億円】

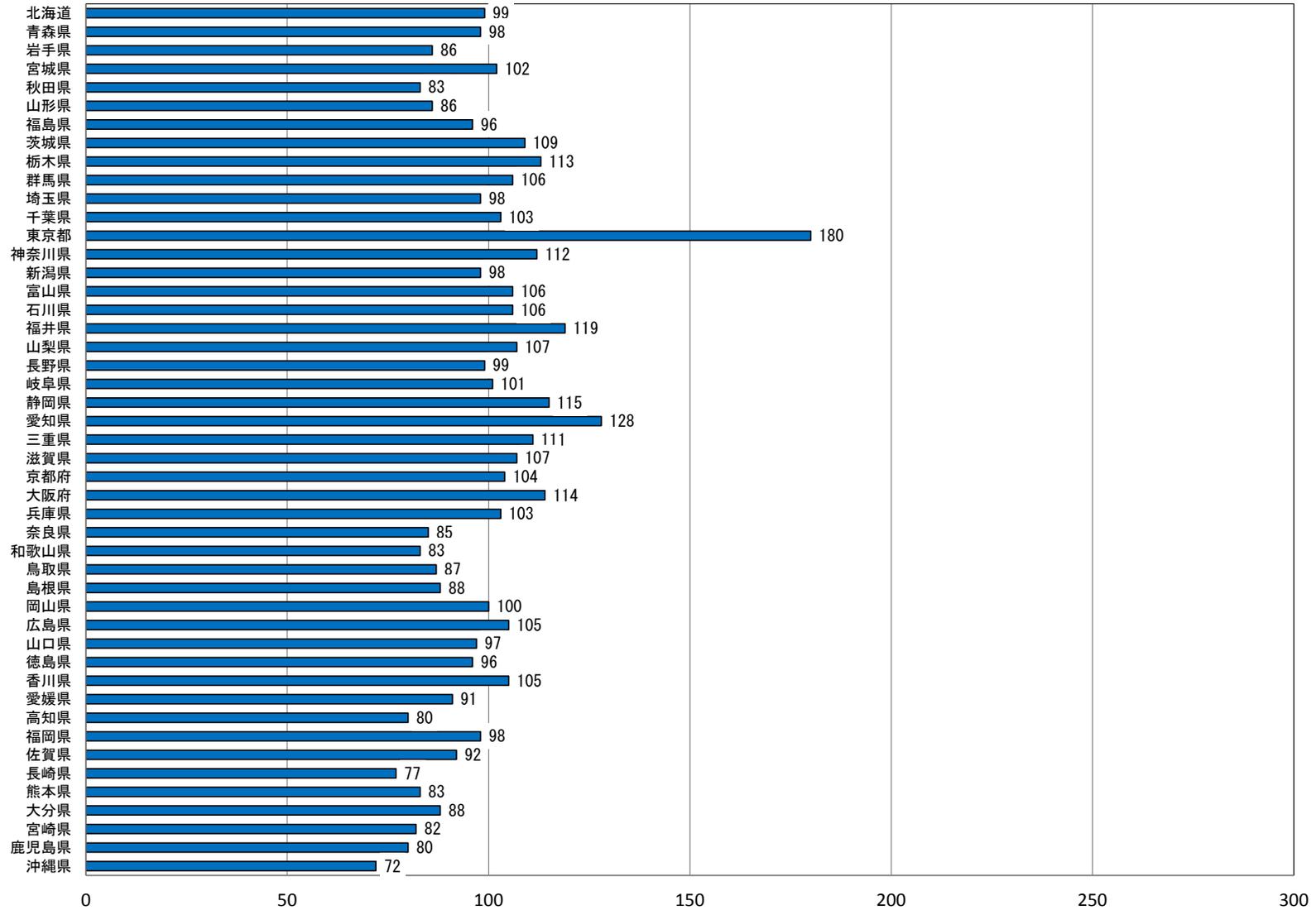
		国 費	15,848	（単位：億円）
給与関係経費	補助	地方 費	42,841	
	209,760	地方単独	151,071	
		その他	100,310	
		国 費	71,450	小中学校教職員等
		地方 費	87,370	
一般行政経費	補助	国 費	71,450	（単位：億円）
	158,820	地方 費	87,370	
	311,406	地方単独	国の事業団等への出資金等	2,530
		138,095	その他	135,565
	国保・後期高齢者	地方 費	14,491	警察職員 21,038 消防職員 12,184 高校教職員 17,539
地域経済基盤強化・雇用等対策費 14,950		地方 費		戸籍等窓口、福祉事務所、保健所、ごみ処理 等
投資的経費	直轄・補助（公共事業等）	直轄事業負担金	5,876	生活保護、介護保険（老人ホーム、ホームヘルパー等）、後期高齢者医療、障害者自立支援 など
	108,984	国 費	24,984	
		地方単独	地方 費	26,494
公債費 130,790		地方 費		都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度（保険料軽減分）、国保財政安定化支援事業
公営企業繰出金 26,590		企業債の元利償還に係るもの 16,824		清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校 など (注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
その他 16,167		上記以外 9,766		
		上下水道、病院（高度医療等）等		

都道府県の税源偏在の状況

○ 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源の偏在が大きく、平成22年度では、人口一人当たり税額でみると東京の18.0万円に対し、沖縄県は7.2万円と2.5倍の格差が生じている。

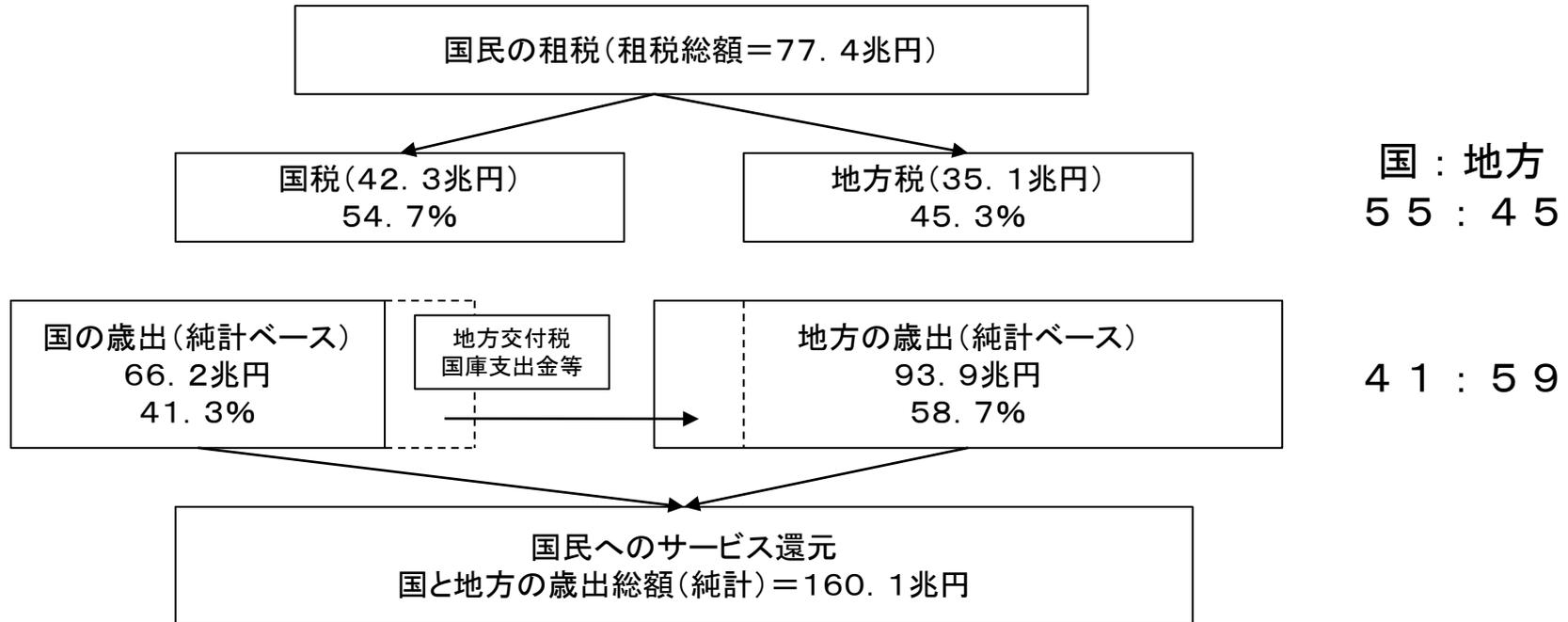
平成22年度人口一人当たり都道府県税額

(単位：千円)



国と地方の税財源配分と地方歳入の状況

(1) 国・地方間の税財源配分(平成22年度)



(2) 地方歳入決算の内訳(平成22年度)

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
343,163 (35.2%)	196,460 (20.1%)	142,346 (14.6%)	129,695 (13.3%)	163,452 (16.8%)

← 地方歳入97兆5,115億円 →

(注)国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

地方交付税とは

●国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはというお話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

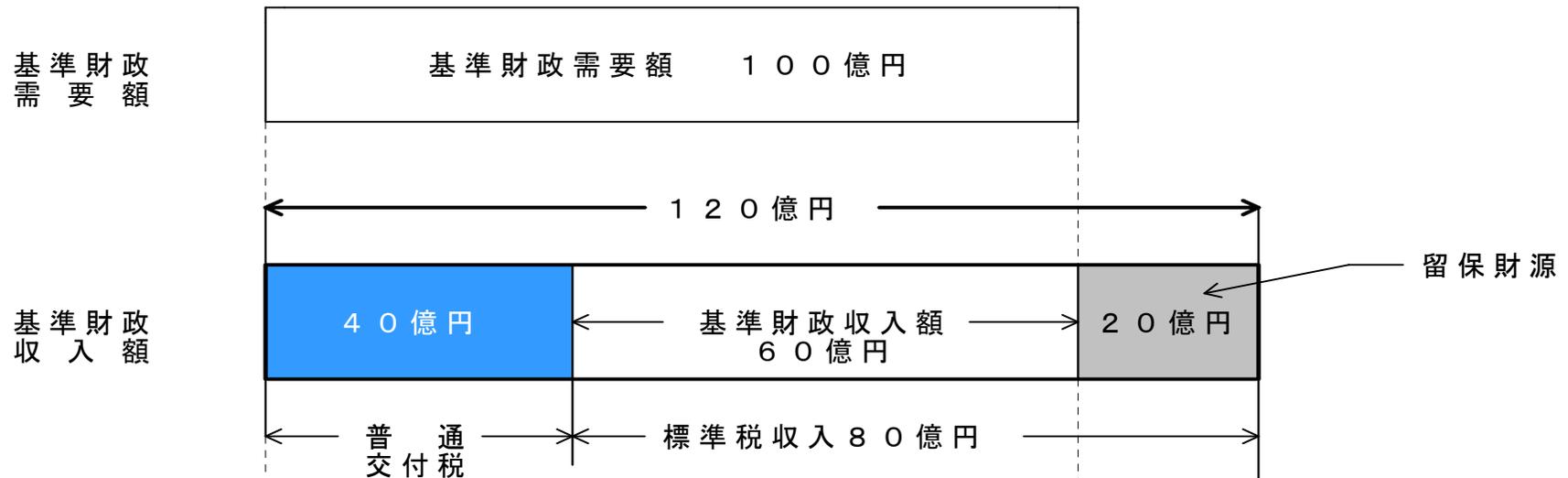
種 類：普通交付税＝交付税総額の94%

特別交付税＝交付税総額の6%

普通交付税の算定方法

普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入(基準財政収入額)を超える団体に対して交付。

- 基準財政需要額 = $\frac{\text{各項目における単価} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}}{\text{(単位費用)}}$
- 基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 75% (譲与税については100%)
- 算定例



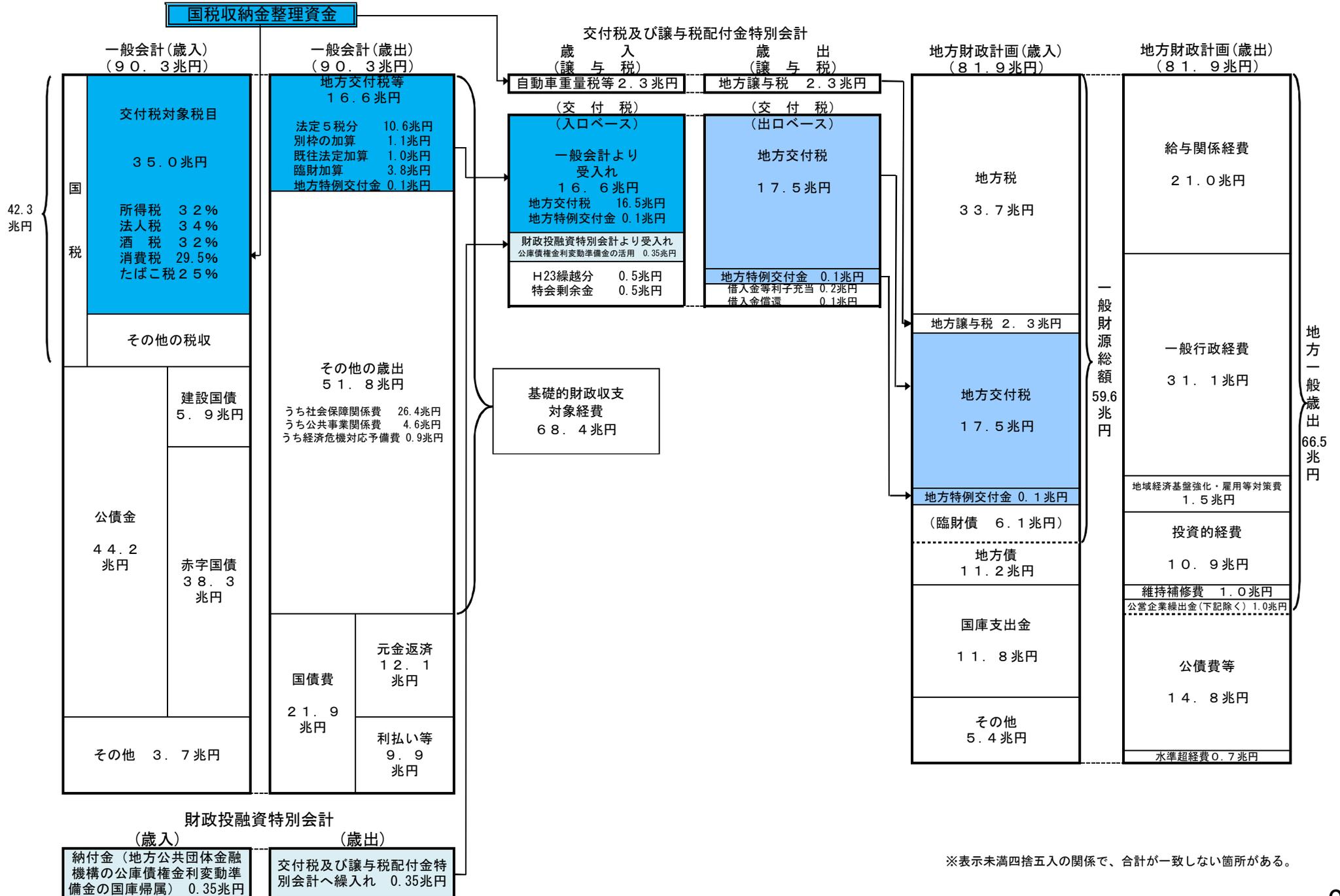
地方交付税法（昭和25年法律第211号）（抄）

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

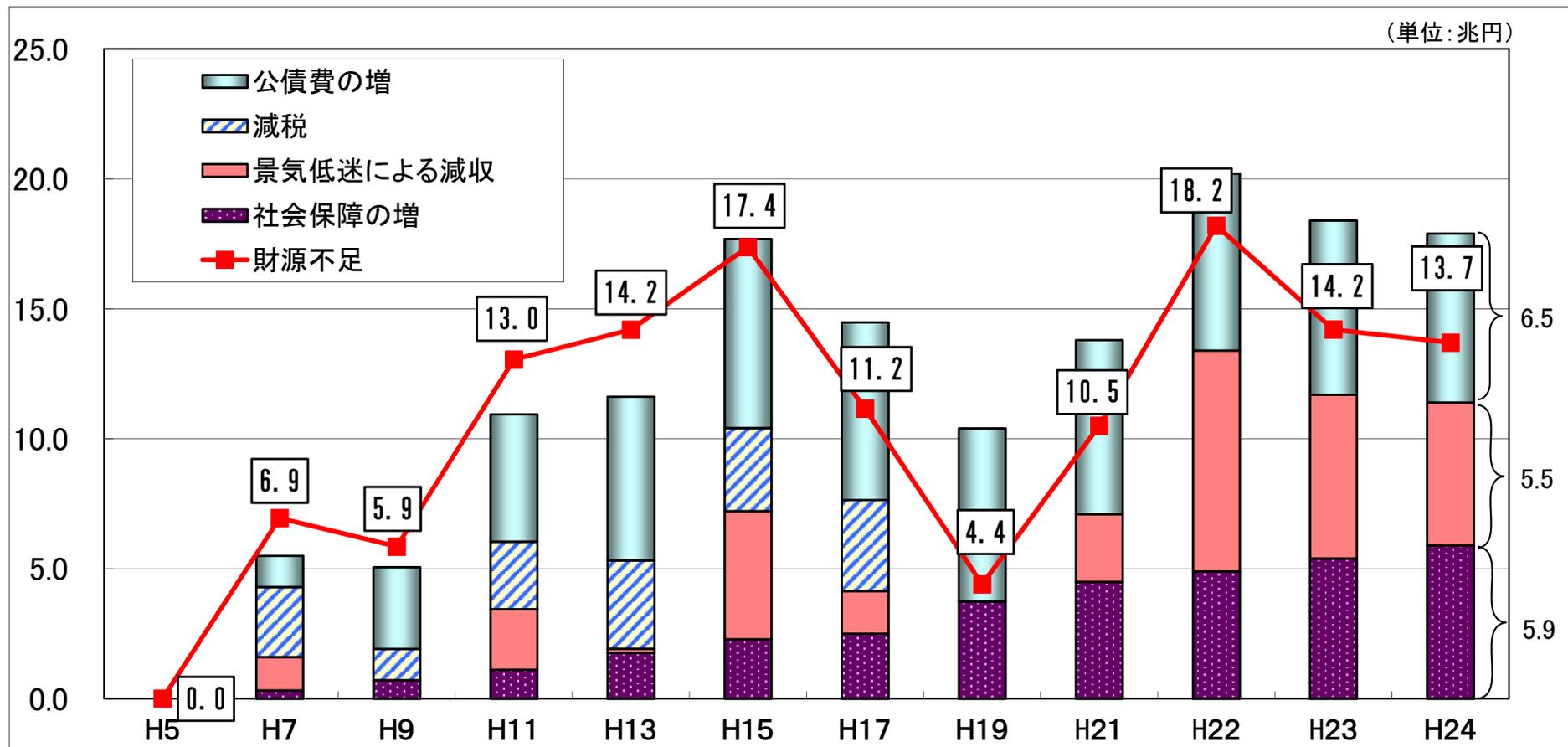
- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成24年度当初）



地方財源不足の推移と主な要因

- 財源不足が増加してきたのは、景気の低迷に加え、社会保障関係費の自然増及び減税や景気対策など国の施策に地方が協力してきたことによる公債費の増嵩等が主な原因。
- 平成24年度においても引き続き大幅な財源不足が生じる見込み。



※ 財源不足額は当初計画額。

※ 「公債費の増」「景気低迷による減収」「社会保障の増」は、H5年度からの増減。

地方交付税率の変遷

(単位:%)

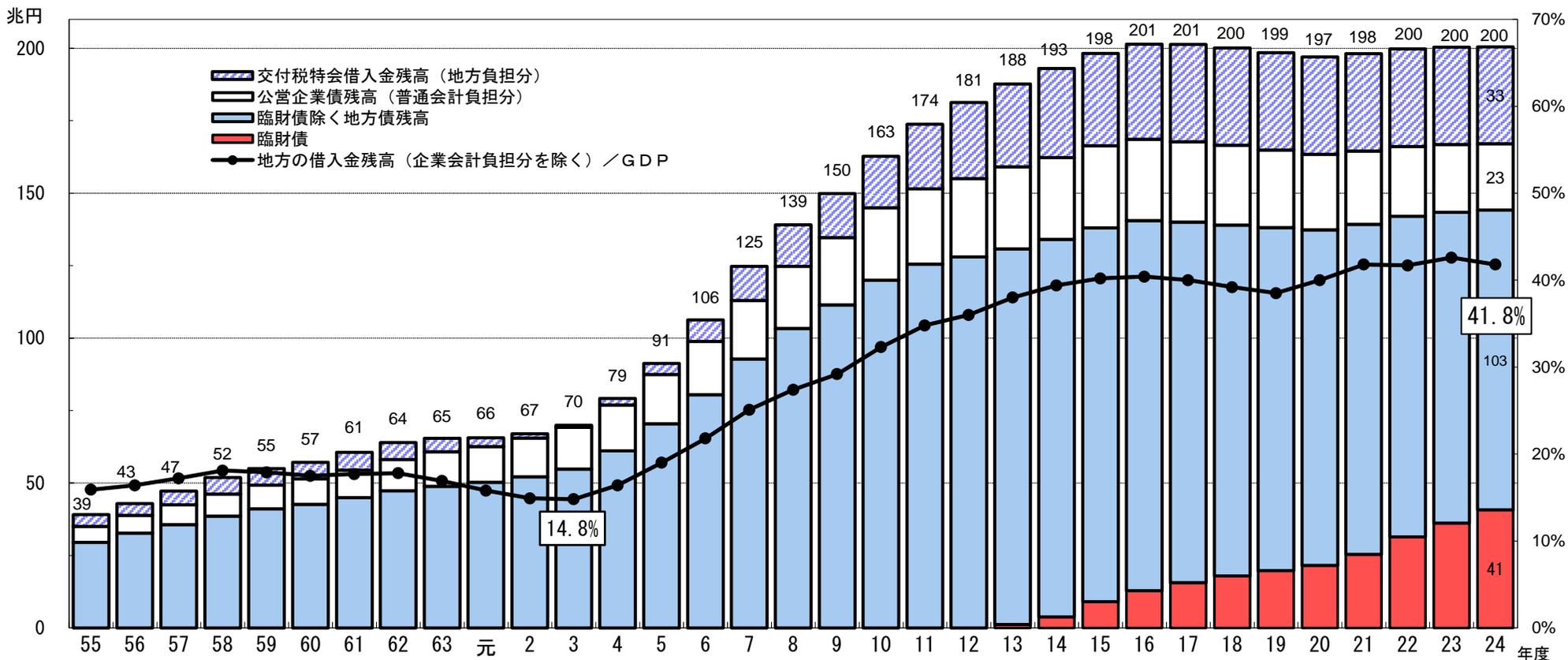
改正年度	所得税	法人税	酒 税	消費税	たばこ税	備 考
昭和 2 9	19.874	19.874	20			<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政の財源不足に対処するため、順次引上げ
昭和 3 0		22				
昭和 3 1		25				
昭和 3 2		26				
昭和 3 3		27.5				
昭和 3 4		28.5				
昭和 3 5		28.5 + 0.3*				
昭和 3 7		28.9				
昭和 4 0		29.5				
昭和 4 1		32				
平成 元				24	25	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年度の税制の抜本改革(消費税の創設等) 法定3税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税を対象税目化 ・国庫補助負担率の恒久化 国庫補助負担率の恒久化(経常経費)への対応としてたばこ税を対象税目化
平成 9				29.5		
平成 1 1		32.5				<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度の税制改正(恒久的な減税) 法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を引上げ
平成 1 2		35.8				
平成 1 9 ~	32	34.0	32	29.5	25	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の税制改正 恒久化される法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を変更

* 0.3は、臨時地方特例交付金

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、24年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。

(公営企業債(企業会計負担分)をあわせれば227兆円)



※1 地方の借入金残高は、平成22年度は決算ベース、平成23年度は実績見込み、平成24年度は地財対策時の年度末見込み。

※2 GDPは、平成22年度は実績値、平成23年度は実績見込み、平成24年度は政府見通しによる。

※3 表示未满是四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位：兆円)

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27

新型交付税（包括算定経費）の導入

- 算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、「包括算定経費（新型）」として、人口と面積を基本とした簡素な算定方法を平成19年度から導入。

平成23年度算定額

(単位:億円)

区分	道府県分	市町村分	合計
包括算定経費 (新型)	16,340	33,187	49,527

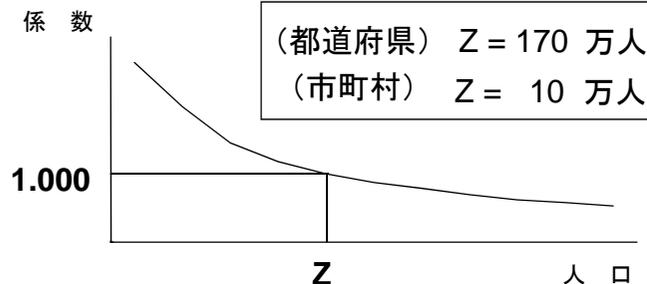
- 併せて、離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保するため、「地域振興費」を創設。

算定方法

$$ax + by$$

a: 12,120円(都道府県)、22,500円(市町村)
 b: 1,262,000円(都道府県)、2,564,000円(市町村)
 x: 人口規模のコスト差を反映した人口
 y: 土地利用形態のコスト差を反映した面積

人口規模のコスト差



土地利用形態のコスト差

都道府県

宅地 : 1.00 (固定資産価格等の概要調書)
 耕地 : 2.87 (農林業センサス)
 林野 : 0.60 (農林業センサス)
 その他 : 0.59 (上記以外の国土地理院公表面積)

市町村

宅地 : 1.00 (固定資産価格等の概要調書)
 田畑 : 0.90 (固定資産価格等の概要調書)
 森林 : 0.25 (農林業センサス)
 その他 : 0.19 (上記以外の国土地理院公表面積)

算定費目の統合・見直し

【道府県分】
平成 18 年度

経費	費目	測定単位
経	警察費	警察職員数
	道路橋りょう費	道路の面積
	河川費	河川の延長
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
	その他の土木費	人 口
	小学校費	教職員数
	中学校費	教職員数
	高等学校費	教職員数
	常	特殊教育諸学校費
学級数		
その他の教育費		人 口
		公立大学等学生数
		私立学校等生徒数
生活保護費	町村部人口	
社会福祉費	人 口	
衛生費	人 口	
高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口	
費	労働費	人 口
	農業行政費	農家数
	林野行政費	公有以外の林野の面積
	水産行政費	水産業者数
	商工行政費	人 口
	徴税費	世帯数
	恩給費	恩給受給権者数
	企画振興費	人 口
	その他の諸費	人 口
	投	道路橋りょう費
港湾費		外郭施設の延長(港湾)
資	河川費	河川の延長
	高等学校費	生徒数
的	特殊教育諸学校費	学級数
	社会福祉費	人 口
経	高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口
	農業行政費	耕地の面積
	林野行政費	林野の面積
	その他の諸費	面 積

平成 23 年度

1 個別算定経費 (従来型)

経費	費目	測定単位
経	警察費	警察職員数
	道路橋りょう費	道路の面積
	河川費	河川の延長
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
	その他の土木費	人 口
	小学校費	教職員数
	中学校費	教職員数
	高等学校費	教職員数
	常	特別支援学校費
学級数		
その他の教育費		人 口
		公立大学等学生数
		私立学校等生徒数
生活保護費	町村部人口	
社会福祉費	人 口	
衛生費	人 口	
高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口	
費	労働費	人 口
	農業行政費	農家数
	林野行政費	公有以外の林野の面積
	水産行政費	水産業者数
	商工行政費	人 口
	徴税費	世帯数
	恩給費	恩給受給権者数
	企画振興費	人 口
	その他の諸費	人 口
	投	道路橋りょう費
港湾費		外郭施設の延長(港湾)
資	河川費	河川の延長
	高等学校費	生徒数
的	特殊教育諸学校費	学級数
	社会福祉費	人 口
経	高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口
	農業行政費	耕地の面積
	林野行政費	林野の面積
	その他の諸費	面 積

2 包括算定経費 (新型)

人 口
面 積

【市町村分】
平成 18 年度

経費	費目	測定単位
経	消防費	人 口
	道路橋りょう費	道路の面積
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
	都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人 口
	下水道費	人 口
	その他の土木費	人 口
	小学校費	児童数
	常	中学校費
学校数		
生徒数		
高等学校費		教職員数
		生徒数
その他の教育費	人 口	
生活保護費	市部人口	
社会福祉費	人 口	
保健衛生費	人 口	
高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口	
費	労働費	人 口
	農業行政費	農家数
	林野行政費	公有以外の林野の面積
	水産行政費	水産業者数
	商工行政費	人 口
	徴税費	世帯数
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数
	世帯数	世帯数
	企画振興費	人 口
	その他の諸費	人 口
投	道路橋りょう費	道路の延長
	港湾費	外郭施設の延長(港湾)
資	都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人 口
的	下水道費	人 口
	その他の土木費	人 口
	小学校費	学級数
	中学校費	学級数
	高等学校費	生徒数
	その他の教育費	人 口
	社会福祉費	人 口
	高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口
	清掃費	人 口
	農業行政費	農家数
その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	
企画振興費	人 口	
その他の諸費	人 口	
経	道路橋りょう費	道路の延長
	港湾費	外郭施設の延長(港湾)
費	都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人 口
下水道費	人 口	
その他の土木費	人 口	
小学校費	学級数	
中学校費	学級数	
高等学校費	生徒数	
その他の教育費	人 口	
社会福祉費	人 口	
高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口	
清掃費	人 口	
農業行政費	農家数	
その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	
企画振興費	人 口	
その他の諸費	人 口	
面 積	面 積	

平成 23 年度

1 個別算定経費 (従来型)

経費	費目	測定単位
経	消防費	人 口
	道路橋りょう費	道路の面積
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
	都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人 口
	下水道費	人 口
	その他の土木費	人 口
	小学校費	児童数
	常	中学校費
学校数		
生徒数		
高等学校費		教職員数
		生徒数
その他の教育費	人 口	
生活保護費	市部人口	
社会福祉費	人 口	
保健衛生費	人 口	
高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口	
費	労働費	人 口
	農業行政費	農家数
	林野行政費	公有以外の林野の面積
	水産行政費	水産業者数
	商工行政費	人 口
	徴税費	世帯数
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数
	世帯数	世帯数
	企画振興費	人 口
	その他の諸費	人 口
投	道路橋りょう費	道路の延長
	港湾費	外郭施設の延長(港湾)
資	都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人 口
的	下水道費	人 口
	その他の土木費	人 口
	小学校費	学級数
	中学校費	学級数
	高等学校費	生徒数
	その他の教育費	人 口
	社会福祉費	人 口
	高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口
	清掃費	人 口
	農業行政費	農家数
その他の産業経済費	林業及び水産業の従業者数	
企画振興費	人 口	
その他の諸費	人 口	
経	道路橋りょう費	道路の延長
	港湾費	外郭施設の延長(港湾)
費	都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人 口
下水道費	人 口	
その他の土木費	人 口	
小学校費	児童数	
中学校費	学級数	
高等学校費	生徒数	
その他の教育費	人 口	
社会福祉費	人 口	
高齢者保健福祉費	6.5歳以上人口	
清掃費	人 口	
農業行政費	農家数	
その他の産業経済費	林業及び水産業の従業者数	
企画振興費	人 口	
その他の諸費	人 口	
面 積	面 積	

2 包括算定経費 (新型)

人 口
面 積

算定の簡素化・透明化等に向けた取組

◆地方分権推進委員会最終報告(平成13年6月14日) (抄)

3 地方交付税の改革の方向

国による歳出や事務事業の義務付けの廃止・緩和を進めるとともに、地域の実情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、基準財政需要額の算定方法のあり方の検討を行い、その一層の簡素化等の見直しを図るべきである。

補正係数の削減 (特に、都道府県分についてはH13から半減)

都道府県分 H13 146 → H23 72

市町村分 H18 169 → H23 141

※臨時的なものを除く

包括算定経費の導入(H19)

算定方法の抜本的な簡素化を図り、「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」について、「包括算定経費」(新型交付税)として、人口と面積を基本とした簡素な算定方法を導入

包括算定経費導入により、従来の算定項目数を3割削減

都道府県分 H18 42 → H19~ 32

市町村分 H18 53 → H19~ 36

※臨時費目を除く

※平成23年度 包括算定経費 (単位: 億円)

区分	道府県分	市町村分	合計
包括算定経費	16,340	33,187	49,527

… 基準財政需要額(公債費除き)43兆円の12%

地方債の元利償還金に対する交付税措置 (いわゆる事業費補正)の見直し(概要)

いわゆる事業費補正については、地方分権改革推進委員会第4次勧告において、財政力が弱い地方自治体における事業の執行等にも配慮し、可能な限り縮減する方向で検討すべきとされたことを踏まえ、地域主権確立の見地から以下のとおり見直す。

平成22年度新規事業から事業費補正を行わない類型

○ 全国的偏在、先発・後発団体間の不均衡等の問題の生じない以下の事業について、22年度からの新規事業に係る事業費補正を行わない。

- (1) 補助事業・国直轄事業 港湾、漁港、まちづくり交付金、地域住宅交付金、給食施設、補助ダム 等
- (2) 地方単独事業 地方道路、ふるさと農道、ふるさと林道、合併推進、都市再生 等

○ 経過措置(注)終了後における、地方債発行額(臨時財政対策債、減収補てん債及び退職手当債を除く)に占める事業費補正対象起債額の割合を試算すると、以下のとおり低下すると見込まれる。

地方債合計：5割程度 → 3割程度 うち一般会計債：5割程度 → 2割程度

(注) 経過措置

継続事業等については、当該事業の終了まで経過措置として事業費補正を行うが、事業の終了に伴い、徐々に事業費補正を縮減。

※ 交付税制度との関係上必要な地方債(臨時財政対策債、減収補てん債、財源対策債、補正予算債)、個別の事業法に特別な財源措置が定められているもの(過疎辺地、新幹線等)、国民の生命・安全に係るもの等(災害復旧、学校耐震化、一般・産業廃棄物、下水道等)は、現行制度を継続する。

留保財源率の引き上げ

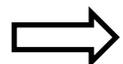
1 見直しの趣旨

(1) 税収確保インセンティブの強化

交付税の算定上、算入することとされている地方税収の割合を低くすることにより(＝留保財源率を引き上げることにより)、企業誘致等により税収が増えた場合に、地方団体が自由に使える財源(一般財源)が増加するようにすることで、税収確保努力へのインセンティブを高める。

(2) 個別団体についての財源保障範囲の縮小

留保財源率の引き上げを行う場合は、基準財政需要額を減額することとなり、各団体にとっては、その減額部分について財源保障範囲が縮小されることとなる。



これにより、各団体が自らの責任と自らの財源で対応すべき部分が拡大

2 実施時期と引き上げ率

平成15年度から道府県分につき5%引き上げ(20%→25%)

3 見直しのイメージ図

I	地 方 財 政 計 画 歳 出			
II	交付税	地 方 財 政 計 画 歳 入 地方税	国庫支出金	地方債
III	交付税	基準財政需要額	留保財源 見合額 (20%相当)	特定財源 見合歳出
		基準財政収入額(80%相当)		
IV		基準財政需要額	← 留保財源 見合額	特定財源 見合歳出
V	交付税	新しい基準財政需要額	留保財源 見合額 (25%相当)	特定財源 見合歳出
		基準財政収入額(75%相当)		

留保財源率引き上げの場合、交付税所要額が変わらないよう見合額だけ基準財政需要額を圧縮。

特別交付税制度の見直しについて

1. 特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行。

平成26年度 6% → 5% 1%分を普通交付税に移行

平成27年度 5% → 4% //

※ 政府案

「平成23年度 6% → 5%、平成24年度 5% → 4%」を国会において、上記のとおり修正

2. 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

※ 地方交付税法第15条第3項

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難しい場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることができる。

交付税特別会計借入金の償還計画

- 平成23年度の地方財政への対応において、「特別会計に関する法律」附則第4条を改正し、下表のとおり償還計画の見直しを実施。

(単位:億円)

	償還計画変更前	償還計画変更後
平成22年度末残高	336,173	336,173
23	8,593	1,000
24	9,453	1,000
25	10,766	1,000
26	12,248	2,000
27	13,920	3,000
28	15,800	4,000
29	17,380	5,000
30	19,118	6,000
31	21,029	7,000
32	23,135	8,000
33	25,445	9,000
34	27,991	10,000
35	29,836	10,000
36	31,770	10,000
37	33,791	10,000
38	35,898	10,000
39~61	0	10,000
62	0	9,173

※ 億円未満の端数は四捨五入している。